

団体定期保険
ガン死亡特約条項

アクサ生命保険株式会社

団体定期保険ガン死亡特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者がガンによって死亡したときに保険金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

第1条 この特約は、団体定期保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結または更新の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2. この特約を付加した主契約の被保険者は、すべてこの特約の被保険者となります。
3. この特約についての当会社の責任開始期は、主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の責任開始期に関する規定を準用して定まる日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

(告知義務)

第2条 当会社は、この特約の締結もしくは復活または被保険者の中途加入の際に必要なと認められた場合には、被保険者に対し支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、所定の書面で告知を求め、または当会社の指定した医師によって被保険者の診査を行なうことがあります。この場合、主約款の告知義務に関する規定を準用します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第3条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

2. 保険契約者は、この特約の保険料を主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その保険料の払込期日から将来に向かって解約されたものとみなします。

(特約の失効)

第4条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第5条 当会社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

2. 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。
3. 第1項の規定にかかわらず、復活日が第1条（特約の締結および責任開始期）第3項に定める責任開始期前である被保険者については、会社は、第1条第3項に定める責任開始

期から責任を負います。

(ガンの定義および診断確定)

第6条 この特約において「ガン」とは、別表に定める悪性新生物をいいます。

2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見(生検)により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

(ガン死亡保険金の支払)

第7条 当社は、被保険者が、この特約の保険期間中に、その被保険者についてのこの特約の責任開始期(復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。)以後に診断確定されたガンを直接の原因として死亡したとき、その被保険者について定められた額のガン死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

(ガン死亡保険金の請求手続)

第8条 ガン死亡保険金の請求手続については、主約款の死亡保険金の請求手続に関する規定を準用します。

(ガン死亡保険金の支払の時期および場所)

第9条 ガン死亡保険金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

(猶予期間中の保険事故)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、この特約によるガン死亡保険金の支払事由が生じた場合には、当社は、払込期日が到来している保険料がその猶予期間中に払い込まれたときに限り、ガン死亡保険金を支払います。

(特約の解約)

第11条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(告知義務違反による解除)

第12条 この特約の告知義務違反による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

(特約の消滅)

第13条 主契約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部またはその被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

(ガン死亡保険金額の増減)

第14条 保険契約者は、この特約のガン死亡保険金額のみを保険期間の途中で変更することはできません。ただし、主契約の保険金額が保険期間の途中で変更された場合に限り、主約款の保険金額の変更に関する規定を準用して、この特約のガン死亡保険金額を変更することができます。

2. 前項ただし書の規定によりガン死亡保険金額を増額する場合には、第1条（特約の締結および責任開始期）、第2条（告知義務）、第7条（ガン死亡保険金の支払）および第12条（告知義務違反による解除）の規定は、その増額部分について準用します。

3. 第1項の場合に、同一の被保険者について、この特約のガン死亡保険金額が当会社の定める金額をこえることとなる場合には、この特約のガン死亡保険金額も同時に当会社の定める金額以下に減額することを要します。

(特約の更新)

第15条 この特約は、主契約の更新の際、保険契約者または当社が別段の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

(主約款の規定の準用)

第16条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

別表

対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性性器の悪性新生物	C51～C58
男性性器の悪性新生物	C60～C63
尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09

